

衆議院 商工委員會 議 錄 第 二 号

(三二)

平成十年十二月八日(火曜日)

午後五時二十分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 太田 昭宏君

理事 遠藤 武彦君

理事 岡部 英男君

理事 奥谷 通君

理事 河本 三郎君

理事 武部 勤君

理事 牧野 隆守君

理事 村田敬次郎君

理事 山口 泰明君

理事 奥田 建君

理事 島 聡君

理事 渡辺 周君

理事 中野 清君

理事 青山 丘君

理事 大森 猛君

理事 横光 克彦君

出席國務大臣

通商産業大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

通商産業大臣官 岡本 巖君

房審議官 江崎 格君

通商産業省産業 政策局長 太田信一郎君

通商産業省環境 立地局長 廣瀬 勝貞君

通商産業省機械 情報産業局長 廣瀬 勝貞君

通商産業省機械 情報産業局長 廣瀬 勝貞君

通商産業省機械 情報産業局長 廣瀬 勝貞君

通商産業省機械 情報産業局長 廣瀬 勝貞君

通商産業省機械 情報産業局長 廣瀬 勝貞君

通商産業省機械 情報産業局長 廣瀬 勝貞君

第一類第九号

商工委員會議錄第二号

平成十年十二月八日

委員外の出席者

中小企業庁次長 殿岡 茂樹君

商工委員會専門 員 野田浩一郎君

委員の異動

十二月八日

辞任

竹本 直一君

中山 太郎君

林 義郎君

島津 尚純君

河村たかし君

同日

辞任

小野寺五典君

古屋 圭司君

御法川英文君

城島 正光君

城島 尚純君

補欠選任

御法川英文君

古屋 圭司君

小野寺五典君

林 義郎君

中山 太郎君

古屋 圭司君

御法川英文君

城島 正光君

城島 尚純君

十二月七日

国民金融公庫の中小企業等経営改善資金の返済期

間延長に関する陳情書(名古屋市中区三の九二

の三の二田中泰雄)(第九三三)

個人情報保護制度の充実強化に関する陳情書

(名古屋市中区三の九三の二の二愛知県議院内

高橋則行)(第九四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

新事業創出促進法案(内閣提出第二号)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部

を改正する法律案(内閣提出第三号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、新事業創出促進法案及び小規模企業

共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法

律案を議題といたします。

両案につきましては、去る四日に質疑を終局い

たしてあります。

これより両案に対する討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表し、ただい

ま議題となりました新事業創出促進法案並びに小

規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部改正

案に対する反対討論を行います。

まず、小規模企業共済法及び中小企業事業団法

の一部改正案についてですが、長期にわたる低金

利を理由に共済金支給額を削減することは、低金

利政策を進めてきた政府の責任を棚上げし、その

ツケを小規模事業者である加入者に押しつけるも

のであり、反対します。

次に、新事業創出促進法案です。

我が党は、新規事業の創出を促進すること自体

は中小企業と地域経済の発展にとって必要なこと

であると考えています。本法案は個人に対する創

業支援など評価できる部分もありますが、以下の

理由により、賛成することができません。

第一に、大企業、ゼネコン率仕の破綻済みの産

業立地政策を継承するものであり、自治体負担を

引き続き重くするものであるからです。

テクノポリスなどの実態を見れば、従来の産業

立地政策は、雇用の面でも、地元中小企業の振興

の面でも、地域経済の自律的發展に役立っていな

いことは明らかです。本法案は、テクノポリスな

どの地域での大企業優遇の支援策を地域産業資源

の活用という名目で温存、強化しようとするもの

であり、自治体への負担を一層強いるものであり

ます。

第二に、既存事業部門の単なる分社化などを

「創業等」として支援することは、到底容認できる

ものではありません。

企業が国と地域を選ばず時代などと称して、国境

なき利潤追求のために工場の閉鎖、縮小やリス

ト、分社化を強行する大企業の身勝手な企業行動

を野放しにしたまま本法案が実施されるなら、事

業革新法の実績が示すように、労働者の出向、転

籍などによる労働条件の悪化と人減らしを助長す

ることになります。

なお、産業立地関連の法律を初め数々の重要な

法律の改廃を含む法律案を、緊急景気対策の名の

もとに、十分な審議時間の確保が難しい国会に突

如提出し、その成立を求めるのは重大な問題であ

り、厳しく抗議するものであります。

以上、二案に対する反対理由などを述べて、私

の討論を終わります。

○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。

まず、内閣提出、新事業創出促進法案について

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、小規模企業共済法及び中小企

業事業団法の一部を改正する法律案について採決

いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました兩案中、新事業創出促進法案に対し、伊藤達也君外四名から、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。大島章宏君。

○大島委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

新事業創出促進法案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法施行にあたり、我が国経済の活性化に向けて技術、人材等の産業資源を活用しつつ新たな事業の創出を広く促進することの必要性にかんがみ、税制上の措置及び所要資金の確保を含めた総合的な支援策を講じるほか、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 創業者等の事業の開始に対する支援の実施に当たっては、SOHOや地域の市民活動を含め開業資金の支援を求める幅広い創業者等の起業意欲を極力尊重するよう配慮すること。

特に、創業者等が行う新たなアイデアの事業化等に対する助成については、専門的な指導及び助言等を適確に実施するとともに、その拡充に努めること。

また、起業に関する相談等の充実を図りつつ、十分な情報の提供に努めること。

二 各省庁が所管する研究開発予算における特定補助金等の指定拡大及び支出目標額の増加に向けて、各省庁連携して積極的に取り組むこと。また、交付者の選定においては、中小企業者への支出の機会の増大が確実に達成されるよう配慮すること。

なお、中小企業者の積極的な参加を促すた

め、申請手続き等の統一や簡素化等に努めるとともに、施策の周知徹底を図ること。

三 都道府県等が行う地域産業資源の集積を有効に活用した事業環境の整備については、テクノポリス法や頭脳立地法の運用の経験を踏まえ、新たな事業の創出に効果的に寄与することとなるよう、地域の実情や産業ニーズ等に応じた適確かつ機動的な支援を行うこと。

また、地方分権の趣旨を参酌し、都道府県等による高度技術産業集積活性化計画に係る手続きの簡素化等に努めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上です。(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、与謝野通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。与謝野通商産業大臣。

○与謝野国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○古賀委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました兩案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○古賀委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会